

宝塚市障害福祉計画(第7期計画)・
宝塚市障害児福祉計画(第3期計画)(案)への意見募集について

1 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）
とは

宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、市町村が定める障害福祉サービス、相談支援・障害児通所支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として策定します。

この計画は、成果目標、活動指標及びその目標値や見込量の達成のための方策を明らかにし、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの各年度における障害福祉サービス・相談支援・障害児通所支援・地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

市町村は、福祉サービスの実施主体として、今後、福祉サービスの基盤整備を行っていくうえで、各年度において、達成状況について点検・評価（中間評価）を実施し、目標管理を行います。

2 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）
（案）策定の経過

この計画（案）の策定に当たり、令和5年（2023年）6月、市社会福祉審議会に計画策定に関する諮問を行い、全体会（市内の公共的団体等の代表者・民生委員・福祉団体の関係者・知識経験者・関係行政機関の職員・公募による市民の合計10人の委員、^{がい}障害者団体の関係者等の臨時委員8人で構成）で2回、小委員会（知識経験者・福祉団体の関係者・公募による市民の合計4人の委員、^{がい}障害者団体の関係者等の臨時委員8人で構成）で3回の審議を行いました。市社会福祉審議会の委員名簿は、素案のとおりです。

3 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）のポイント

障害福祉サービスの基盤整備を行っていくに当たっては、国の基本指針やこの計画の基本的理念「すべての人が自分らしく暮らせる共生社会へ」を踏まえ、この計画の「成果目標・活動指標の設定における基本方針」を次のとおり設定し、計画的な整備を行うこととします。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障碍^{がい}にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 相談支援体制の充実・強化等
- (6) 障害福祉サービス等の質の向上
- (7) 障害児支援の提供体制の整備等

4 意見募集の目的

宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）に市民の皆様からのご意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）の概要
- ④ 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）
- ⑤ 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）（共通資料編）

5 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）
（案）の公表方法について

パブリック・コメントの計画書（案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

①市ホームページ (<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

- ・健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課のページ
- ・トップページのサイト内検索から「宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）」で検索するか、ページ番号検索から検食用ID「1022907」を入力し検索することができます。

※二次元コード



②市の窓口

市役所障害福祉課（1階）、市民相談課（2階）、各サービスセンター・サービスステーション及び市総合福祉センター等で公表しています。

6 意見の募集期間

令和5年（2023年）12月15日（金）から令和6年（2024年）1月19日（金）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市障害福祉課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和6年（2024年）1月19日（金）必着とします。

手話言語による意見提出は可能です。正確な聴き取りができずご意見を取り違える可能性があるため、電話などによる口頭での意見提出はできません。

（なお、障害等によりこれらの方法で提出ができない場合は、障害福祉課へご相談ください。）

※メールでの提出の場合は、下記の件名で送信をお願いします。

（障害福祉計画）パブコメの提出について

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665（住所記載不要）

「宝塚市役所 健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課^{がい}」

電話番号 0797-77-2077

ファクシミリ 0797-72-8086

電子メールアドレス m-takarazuka0046@city.takarazuka.lg.jp

市役所所在地 宝塚市東洋町1番1号

（障害福祉課^{がい}は市役所1階です。）

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所障害福祉課^{がい}（1階）、市民相談課（2階）、各サービスセンター・サービスステーション及び市総合福祉センター等で配布します。

なお、提出いただいた意見に対し、個別回答はしませんのでご了承ください。

10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。